

# 青森県地域防災計画（原子力災害対策編） 修正の概要（案）

## 修正の主旨

前回の修正（令和3年3月）からの国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正等を反映し、青森県地域防災計画の修正を行う。

## 今回の主な修正内容

### 1 防災基本計画修正（令和3年5月）の反映

#### ①避難勧告・避難指示の一本化【第3章第4節等】

- 市町村長から住民へ発出が可能な避難情報について「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへ一本化

#### ②個別避難計画作成の努力義務化【第2章第8節】

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村の個別避難計画作成の努力義務が規定

#### ③新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正【第3章第4節】

- 感染症流行下において原子力災害が発生した場合の対応について追記

### 2 原子力災害対策指針改正（令和3年7月）の反映

施設敷地緊急事態要避難者の定義を以下のとおり変更する。【第1章第7節】

#### ①「妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等」の追加

- これまでは「避難の実施に時間を要する」妊婦等を対象としていたが、PAZ全体の妊婦等を対象に変更

#### ②「避難の実施により健康リスクが高まる者」の追加

- これまでは避難所等に直接避難することにより「健康リスクが高まらない者」を対象としていたが、「健康リスクが高まる者」も、屋内退避施設に一時的に退避したうえで、安全に避難できる準備が整った段階で避難することが想定されることから、対象に追加

#### ③「安定ヨウ素剤を事前配布されていない者」の除外

- これまでは対象としていたが、PAZ内の住民には平時から安定ヨウ素剤を事前配布することを基本としていることを踏まえ、対象から除外

### 3 その他

表記の修正等